国土審議会第１７回豪雪地帯対策分科会

令和７年２月１０日（月）

【谷山地域振興課長】　それでは、定刻になりましたので、ただいまから国土審議会第１７回豪雪地帯対策分科会を開催いたします。

事務局を担当しております国土政策局地域振興課長の谷山でございます。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、この会議室を拠点としたオンライン併用形式とさせていただいております。

まず、本日の会議でございますが、国土審議会豪雪地帯対策分科会の委員及び特別委員総数１８名のうち、ウェブによる御参加も含め定足数である２分の１以上の御出席をいただいておりますため、国土審議会令第５条第１項及び第３項の規定により成立していることを御報告いたします。

会議冒頭につき、本日の会議の公開と本分科会に関する手続について申し述べます。

分科会運営規則の規定によりまして、本会議は公開とした上で、議事録については委員の皆様に御確認いただいた後、会議資料とともに国土交通省ホームページにおいて公開いたしますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、委員の再任及び特別委員の交代などがありましたことから、御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。今回はお名前のみの紹介とさせていただきます。

まず、国土審議会委員で、当分科会に所属いただいております石田東生委員でございます。

【石田委員】　石田でございます。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】　同じく木場弘子委員でございます。

【木場委員】　木場でございます。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】　次に、特別委員の皆様を御紹介させていただきます。

衆議院から御推薦いただいた委員として、梅谷守委員でございます。

【梅谷委員】　よろしくお願いします。

【谷山地域振興課長】　同じく斉木武志委員でございます。

【斉木委員】　斉木です。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】　ウェブから御参加いただいております緑川貴士委員でございます。

【緑川委員】　緑川です。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】　なお、衆議院から御推薦いただいた上田英俊委員、参議院から御推薦いただいた田村まみ委員、長谷川岳委員、山田俊男委員につきましては、本日御欠席との連絡をいただいております。

続きまして、地方公共団体からの委員として花角英世委員でございます。

【花角委員】　花角です。どうぞよろしくお願いします。

【谷山地域振興課長】　ウェブから御参加いただいております石山志保委員でございます。

【石山委員】　石山です。どうぞよろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】　なお、髙橋大委員につきましては、本日御欠席との御連絡をいただいております。

続きまして、学識経験者の委員としてウェブから御参加いただいております上村靖司委員でございます。

【上村委員】　よろしくお願いします。

【谷山地域振興課長】　同じく定池祐季委員でございます。

【定池委員】　よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】　筒井一伸委員でございます。

【筒井委員】　筒井でございます。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】　ウェブから御参加いただいております野村理恵委員でございます。

【野村委員】　よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】　なお、髙橋清委員につきましては、本日御欠席との御連絡をいただいております。なお、稲田委員は遅れて御出席されるとの御連絡をいただいております。

次に、国土交通省から出席者です。黒田国土政策局長でございます。

【黒田国土政策局長】　よろしくお願いします。

【谷山地域振興課長】　渡邉国土政策局総務課長でございます。

【渡邉総務課長】　よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】　なお、古川国土交通副大臣は出席の予定でしたが、急遽公務が入ったため欠席させていただきます。そのほか、豪雪地帯対策に取り組んでいる関係省庁、関係部局からもウェブを含め多数御出席いただいておりますので、御報告いたします。

なお、一部の委員からは、都合により途中で御退席されるお申出がありましたので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、黒田国土政策局長より御挨拶を申し上げます。

【黒田国土政策局長】　本日はお忙しい中、多数の委員の先生方に御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。局長の黒田でございます。

皆様におかれましては平素より国土交通行政に御理解と御指導を賜りまして、この場を借りまして、厚く御礼を申し上げます。

我が国の国土の約５割を占めます豪雪地帯では、毎年恒常的な降雪、積雪がございますけども、冬期の住民生活や経済活動に支障が生じているということで、この雪害の防除、地域振興の取組を、重点的に進めることがかねてより課題となっております。

この審議会の前提になります法律として、昭和３７年に豪雪地帯対策特別措置法が制定されております。以来、国におきましては、豪雪地帯対策基本計画を策定いたしまして、関係省庁が連携しながら様々な取組をしてきたところでございます。近年の傾向といたしましては、豪雪地帯では、短期間で集中的な大雪が発生するということで雪の降り方も大きく変化をしております。

それによりまして、積雪によります交通の阻害、人口減少や高齢化の進展によります除排雪に伴う人材の不足、高齢者を中心とします作業中の死傷事故等、様々な課題が指摘されておるところでございます。とりわけ、今年は各地で大雪となりまして、年始の青森県を始めまして、先週は福島県、また、新潟県で災害救助法が適用されるなど、各地で記録的な災害級の豪雪に見舞われまして、交通の障害であるとか除雪作業中の事故など、住民生活が大混乱に陥る事態が発生しております。改めまして、豪雪地帯の豪雪対策の重要性、これを認識しているところでございます。

国土交通省といたしましても、これらの課題への対応は急務であると認識しておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、一方でこの豪雪地帯、優れた自然環境、多様な文化、良好な景観、恵まれた豊かな土地でもございます。雪冷熱のエネルギーの活用であるとか雪国の特性、こうしたもの

を生かした文化の交流、雪国ならではの価値、地方創生の取組、これは大きな財産であると認識もしております。これら豪雪地帯におきます自然特性、固有の雪国文化を生かした個性豊かで魅力的な地域づくりの推進にもしっかりと努めてまいりたいと考えております。

本日の分科会、大変お忙しい中、また豪雪の中、新潟県の花角委員、また、オンラインで福井県の大野市長石山委員から、今冬の雪対策への地域の取組状況について御説明をいただきまして、委員の皆様方から、今後の豪雪地帯対策の進め方に関します御意見をいただきたいと思っております。活発な御議論をお願いいたしております。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】　ありがとうございました。これから議事を開始しますので、報道関係者の方々の以降のカメラ撮影につきましては、御遠慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。資料としては、資料１から３まで、このほか参考資料として１から５として、現行の豪雪法や基本計画等をおつけしております。資料に不足があればお近くの事務局職員までお声かけください。

また、ウェブで御出席の皆様には、事前に事務局より資料をお送りしておりますが、説明事項に併せて資料を画面共有いたしますので、いずれかを御覧いただきながら御参加ください。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。次第に従いまして、分科会長の選任を行います。分科会長は、国土審議会令第２条第４項の規定により、当該分科会に属する委員のうちから委員及び特別委員が選挙することとなっております。

当分科会所属の委員は石田委員と木場委員のお二人となっております。事務局といたしましては、幅広い御見識の下、従前から分科会長として御尽力いただいております石田委員に引き続きお願いしてはいかがかと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【谷山地域振興課長】　ありがとうございます。皆様、御異議がないようでございますので、石田委員に分科会長をお引き受けいただきたいと思います。

それでは、以降の議事運営につきましては、石田分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【石田分科会長】　ただいま分科会長に選任していただきました石田でございます。改

めてよろしくお願いをいたします。また、大変な重責でございますけれども、皆様の御協力を得て、議事あるいはディスカッションをきちんと進めてまいりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、国土審議会令第２条第６項の規定により、分科会長代理を指名させていただきます。第７回分科会から、分科会長代理を受けていただいておりました福原委員が、このたび任期満了により改選となりました。福原委員と同じく雪氷学が御専門の上村委員に分科会長代理をお願いしたいと思いますが、上村委員、よろしいでしょうか。

【上村委員】　分かりました。よろしくお願いします。

【石田分科会長】　よろしくお願いをいたします。それでは、議事に入らせていただきます。「豪雪地帯対策における施策の実施状況等」についてでございます。事務局から御説明ください。よろしくお願いします。

【谷山地域振興課長】　まず、直近の大雪の状況について御報告させていただきます。別途配付しました１枚紙を御覧いただけますでしょうか。

２月４日からこの冬一番の強い寒気が流れ込んで、強い冬型の気圧配置が続いており、特に北海道帯広市では、１２時間降雪量が全国の観測史上最多を更新するなど、北日本から西日本にかけての広い範囲で大雪が発生しております。

左側の小さい日本地図は２月７日の午前０時までの７２時間の降雪量、そして、大きい日本地図のほうは直近の積雪の深さを表しております。特に東北から北陸の日本海側にかけて、かなりの積雪となっているという状況でございます。

この大雪に伴う影響、右側に書いてございますが、雪害による被害の状況として、除雪作業中にお亡くなりになった方が１０名、そして集落雪崩として、福島県の檜枝岐村で人家被害が１戸、現在詳細確認中でございます。

次に、道路、公共交通機関等の影響ですが、高速道路、現在通行止めはないということでございます。その他有料道路や補助国道、都道府県道等での通行止めが現在も残っております。

次に、孤立集落の状況ですが、本日、福島市の土湯温泉町で孤立したという話がありましたが、午前中には解消しているということでございます。また岐阜県内でも２地区、一時孤立集落発生しましたが、既に解消済みでございます。

鉄道の状況ですけども、現在運転見合せは在来線の４事業者１０路線です。山形新幹線も一時運転見合せしておりましたが、本日から運転を再開しております。

そして災害救助法の適用でございます。福島県の１８市町村、そして新潟県の４市町で災害救助法、屋根雪の除雪等の適用がされているところでございます。

続きまして、資料１に基づきまして、豪雪地帯対策における施策の実施状況について御報告をさせていただきます。

まず、今年の雪の状況等です。２ページを御覧ください。２月５日までの状況ですが、豪雪地帯全体の降雪量について平均してみますと、大体この１０年間の平均積雪量と同じぐらいという傾向でございました。直近、大雪になっているというところです。

次のページをお願いいたします。２月５日現在での各地点の降雪量、幾つかポイントを挙げております。特に年末から年始にかけて、北海道や青森県で平年を上回る降雪量がありました。また、直近は下段にある新潟県十日町市や富山県魚津市、福井県大野市などで、この赤いラインが急に跳ね上がっているように、積雪が急に増えているというような状況となっております。

次のページをお願いいたします。この冬における作業中の事故による人的被害です。令和６年度冬期の除雪作業中の死者数は、２月５日時点で３４人となっておりまして、昨日までではもう４０人になっております。右下に参考までに昨年の死者の数、これは前年の１シーズンを通した雪の死者の数ですけども、昨年は雪が比較的少なかったということもあって、シーズンを通して２２人ということでしたが、既にそれを上回っているという状況です。

また、亡くなられた方の年齢ですが、６５歳以上の高齢者が９割を占めているという状況でして、その原因としては、屋根からの転落や落雪によるものが全体の８割を占めているという状況です。

次のページをお願いいたします。左側は雪による建物の被害の状況です。そして右側、右の２番のところは、歩道が積雪で歩くことができなかったために、やむなく車道を歩いたときに交通事故になってしまったという事例です。その下の事例は、救急車がスタックしてしまって救急搬送が遅れてしまったという事例です。

次のページをお願いいたします。これは青森市の事例ですが、年末年始が大雪になって平年積雪量を大幅に上回る積雪になったということで、除排雪の経費が既に１月１０日時点で１２０％を超える状況であるということで、例年以上の経費がかさんでいるということが言われております。

次のページをお願いいたします。これらの年末年始の大雪に対する主な対応です。左側

は豪雪地帯対策に関する連絡調整会議の開催ということで、国土交通省と青森県が連絡調整会議を開催しました。その中で、以下のようなことを申し合わせております。１点目は、国が保有する除雪資機材について市町村へ貸与するということです。

２点目は、国や県市町村が連携して除排雪を効率的に行うということで、具体的には、国からの支援として、市道で除雪した雪を国道のほうに持ってきていただいて、国道を除雪するタイミングに合わせてその雪を一緒にダンプに乗せて運んでいくという取組が行われました。

また、県の中での支援として、県内でも雪が多いところと少ないところで差がありましたので、県内の雪の少ない地域から雪の多い地域へ支援をするという取組が行われております。

右側ですが、青森県の１０市町村に対して災害救助法の適用がされております。また、今年の大雪に対して特別交付税の繰上げ交付がされておりまして、１２４の市町村に対して、特別交付税の繰上げ交付がされているところです。

次に豪雪地帯の現状等について御説明いたします。豪雪地帯は、全国で５３２の市町村、特別豪雪地帯として２０１市町村が指定されております。面積でいうと全国の５１％でして、人口は約全国の１５％を占めております。

次のページをお願いいたします。人的被害の状況ですが、降雪量と死者の数というのは、比較的関連がある状況でして、昨年は例年に比べれば雪は少なかったのですが、死者数としては２２名となっております。近年この死者数は増加傾向にあります。

次のページをお願いいたします。人的被害の状況ですが、左側の図です。雪害による死亡事故の約９割は除雪作業中に発生しております。青い棒のところです。真ん中のグラフですが、除雪作業中に亡くなられた方の約９割が６５歳以上の高齢者でして、右側のグラフになりますが、除雪作業中の死亡事故種別を見ると、屋根からの転落や落雪による死亡事故が多くなっております。

次のページをお願いいたします。豪雪地帯対策特別措置法です。この法律は、昭和３７年に議員立法により制定されております。そして昭和４６年に特別豪雪地帯における特例措置というものが時限で設けられまして、これを１０年ごとに法改正をして、延長しているということでして、直近の法律改正は令和４年３月です。

次のページをお願いいたします。直近の令和４年３月の豪雪法の改正において、基本理念が創設されたほか、国や地方が講ずべき措置として主に４点が追加で規定されておりま

す。

右の下に書いてありますが、幹線道路の交通の確保、命綱固定アンカーの設置の促進等、地域における除排雪の安全確保等、克雪に関する技術の開発及び普及の４点でございます。

次のページをお願いいたします。この法律の改正を受けて閣議決定で基本計画が変更されております。右側の帯になっておりますが、内容としては基本理念の創設、そして重点事項として、除排雪の担い手の確保と除排雪体制の整備を新設したこと、また、もう一点、親雪・利雪による個性豊かな地域づくりという項目を新設したということでございます。

次のページをお願いいたします。雪対策に係る主な支援措置についてです。まず、道路の雪対策につきましては、自治体が管理する道路の雪対策に係る支援といたしまして、国が指定した雪寒道路につきましては、道路の除雪や防雪施設の整備について、防災・安全交付金などで支援をしております。

真ん中の段、住宅の雪対策では、克雪住宅の整備や命綱固定アンカー等の整備について、社会資本整備総合交付金等で支援をしております。

次に、民地の雪対策については、民地の除排雪作業中の事故を防止するための体制づくりを支援する取組として、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金で支援をしております。

次のページをお願いいたします。災害等の特別な財政需要が発生した場合には、総務省から特別交付税が交付されることになっております。右側、特に雪国においては、異常な低温によって道路舗装にひび割れが発生することが多くあるわけですが、こうした道路の舗装が損傷するときの凍上災害に対しては、災害復旧事業の凍上災として支援をしております。

次のページをお願いいたします。幹線道路の交通確保対策です。真ん中の段ですが、大雪時の道路交通確保に対する考え方の転換ということで、これまでの考え方は自らが管理する道路をできるだけ通行止めにしない、そういう考え方でやっておりましたが、右側のように、「人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として対応しているところです。

次のページをお願いいたします。これを行うためには周知が非常に大切ですので、平常時から切迫時、また通行再開まで、注意喚起を強化しているところですし、また、下にあるように、運送事業者や荷主事業者などへの理解と周知ということにも積極的に取り組ん

でいるところです。

次のページをお願いいたします。予防的な通行止めの実施も展開しておりまして、こちらの例では、多くの高速道路や国道を連携しながら予防的な通行止めを行い、高速会社と国が連携して集中的に除雪を実施し、できるだけその通行止めの期間を短くする、そういう取組をしております。

次のページをお願いいたします。次は除排雪の担い手の建設業等の確保の取組に関してです。除排雪を含む地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合に、地域維持型契約方式を適切に活用するよう、国から地方公共団体に要請をしております。

この地域維持型契約方式といいますのは、地域の社会資本維持管理、災害応急対策ですとか除雪、修繕、パトロールなどについて包括的に事業の契約をする方式です。イメージとしてはこの真ん中の図のように、従来の契約は個別に小ロット、短期間で発注するものでしたが、これを幾つかの業務をまとめて、そして複数年での契約も可能にすると、そういう考え方をする包括的な契約のことです。

次のページをお願いいたします。建設業の担い手確保に向けては処遇改善や働き方改革をより一層進めることが必要ということで、労働者の賃金を引き上げるよう取り組むとともに、週休２日の確保や適正な工期設定を推進することにしております。

次のページをお願いいたします。担い手３法が改正されましたが、それを受けて閣議決定された基本的方針に、除雪体制についても明記されております。具体的には右側の下にあるとおり、昨今の課題への対応として持続的な除雪体制の確保、除雪事業では、気象の状況により事前の待機が必要となる場合があるほか、年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性があることから、持続的な除雪体制を確保するため、待機費用の計上や小雪時における固定的経費の計上等も含め、事業に係る経費の精算において、その実施に要する経費を適切に計上するよう努めると明記されたところです。

次のページをお願いいたします。雪に強い居住環境の形成です。克雪住宅、具体的には、左側にあるように落雪式、耐雪式、融雪式、と様々なタイプがありますが、こういう住宅の整備や、右側にある融雪装置の設置を推進するために、社会資本整備総合交付金等において支援しております。長野県栄村での具体的な補助制度の例を右側に掲載しております。

次のページをお願いします。命綱固定アンカー設置の普及の促進ということで、除雪作業中の死傷事故を防止するため、命綱固定アンカーの設置や安全装備の普及の促進を図っ

ております。具体的には命綱固定アンカーの設置をする場合に、社会資本整備総合交付金等による支援をしております。新潟県三条市では表示のような助成制度が設けられております。

次のページをお願いいたします。次は共助による除排雪体制の整備です。豪雪地帯においては除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、持続可能な除排雪体制の整備に取り組む自治体を、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金により支援をしております。

内容といたしましては、自治体による地域安全克雪方針策定事業、そして、安全克雪事業として、体制の立ち上げから安全講習、そして実地の雪下ろし活動などに対して、この豪雪交付金で支援をしております。具体的な内容につきましては、次ページ以降に示しております。

次のページをお願いします。まず１つ目は、岩手県北上市の取組です。民間事業者と地域の協働除雪組織、これらが連携しながら除排雪を行っている例です。

右側は福井県大野市です。後ほど市長様、石山委員から御説明いただけると思いますが、登録リストにある事業者と雪下ろしが困難な世帯とのマッチングなどを行っているものです。

次のページをお願いいたします。新潟県村上市の取組の例です。写真にあるような小型除雪機の使い方の講習を行い、これを自治会組織などに市から貸与する、そうした取組をしているものです。左下は山形県飯豊町の取組です。安全講習会ではしごの使い方とか、除雪機械の使い方などの講習をするものです。右下の取組は新潟県上越市の取組です。命綱固定アンカーの普及するための様々な広報活動をしているものです。

次のページをお願いいたします。この制度について、使い勝手をよくしてほしいという地方公共団体からの要望がありましたので、今年度に内容の拡充をしております。具体的内容としては、１点目の除排雪体制を定着するための取組として、従来この制度は３年間に限定されていましたが、最長６年間まで使えるような拡充をしました。

また、２点目は、屋根雪下ろしだけではなくて、家の玄関から道路までの間口除雪も必要だということで、そういう部分についても対象であることを明確化しております。

次のページをお願いいたします。技術開発についてです。まずは道路の除排雪に関する技術開発です。左側は、自動制御可能な除雪機械を配備することによって、従来より少ない人数で除雪が行えるよう取り組んでいるところです。具体的には従来であれば２人乗って作業しなければいけなかったところ、衛星情報とかを使いながら、１名でもできるよう

な取組を開始しております。

右側は、交通状況を把握するカメラを分析して、交通障害を自動検知できる、そうした技術開発を進めているところです。

次のページをお願いいたします。これは青森県むつ市の例ですが、除雪車にＧＰＳ端末を搭載して、位置情報で確認できるようにしております。これによって、市の職員も除雪業者もなかなか人手が足りないところではありますが、見える化することによって、どこでどういう作業を行っているかを素早く把握できるようにしております。これによって様々な事務作業が軽減されたという効果が出ております。

次のページをお願いいたします。次は住宅に関するもので、青森県弘前市での取組です。ドローンによる融雪剤散布による屋根雪の消雪実験ということで、ドローンから融雪剤をまいて屋根の雪を溶かして減らす、そういう取組をしておりまして、まだ実験中ではありますが、一定の効果が確認されているところです。

次は、親雪・利雪に関する取組を御紹介させていただきます。まず、親雪をテーマとした交流活動です。雪国の特性を生かした多様な交流を促進するため、豪雪地帯の自治体では、雪に親しむことをテーマとした様々な交流活動が行われております。具体的な例を幾つか紹介しておりますが、例えば１番目の北海道では、冬期のパラスポーツ体験会を実施しております。また、３番目の福島県の例では、子供と一緒に沖縄へ雪を持っていきまして、雪国の暮らしなどを紹介する、交流を深める取組をしています。４番目の魚沼の取組は、国際雪合戦大会をやっているものです。

最後になります。次のページの雪冷熱エネルギーの設置例です。左上は、北海道美唄市のデータセンターの整備です。データセンターは非常に熱を持つわけですが、除雪で集めた雪をサーバーの冷却に使っているということで、CO_2の削減にも寄与しているというものです。右側は、新潟県津南町の取組であり、雪室で特産品の保存などをするということで、ブランド価値を高めているというものです。併せてCO_2の削減にも大きく寄与しているということです。

下段は、岩手県北上市のクリーンセンター、ごみ処理施設ですが、こちらも敷地内の雪をためておいて、夏の冷房などに使っているというものです。

ここまで、資料１に基づく実施内容についての御紹介でした。以上です。

【石田分科会長】　ありがとうございました。興味深い内容でございましたけれども、御意見とか御質問は最後にまとめて伺いたいと思います。続きまして、資料２について、

「豪雪地帯における地域の取組状況」について、新潟県知事の花角委員から御説明をお願いいたします。

【花角委員】　ありがとうございます。説明の機会をいただきました。

資料の２を開いていただきたいのですけれども、２ページ目に今日お話ししたいことの要点をまとめてございますが、大きく除雪の担い手の問題です。担い手をどう確保するか、これは民地あるいは民家の除排雪でもそうですし、道路除雪でも同様の問題があります。担い手の問題をお話ししたいのと、それから２つ目は、除雪に関する新技術の導入・開発について、お話をさせていただきたいと思います。

３ページ目を御覧いただきたいのですが、既に先ほど国土政策局からの御説明の中でいろんなものが御紹介されていますので、重複するところはあるかと思いますけれども、聞いていただきたいのですが、まず、３ページ目の民地あるいは民家の除排雪の担い手の確保というところで、やはり雪は降れば降るほど事故が起きるということで、雪の多いシーズンは死傷者が増えております。今シーズンも随分多くなってまいりました。

そして高齢者の事故が多いということで、これはやはり運動能力等が落ちていくという中で気持ちだけは若いとかいうケースがありますし、それからやはり心筋梗塞とか、作業中に病気を発症されるというようなこともあって、高齢者の割合が大変高くなっている。そんな中で、どうやってこの民地、民家の地域の除雪を進めていくかというところで、地域でいろんなアンケートを取っているのですが、どの地域もやっぱり困っています。長岡市の状況、アンケート調査の結果なのですけれども、雪下ろし等をやっていただいている、いろんな活動をされている団体がございますが、担い手も高齢化していると。地域全体が少子高齢化の中で人口減少に悩む中で、当然、助けるほうの担い手も高齢化が進んで、かつ右側の上越市のアンケート結果も書いてありますけれども、実際担い手として一番頼りになるのは、地元の建築あるいは建設業者さんになるわけですけれども、そうしたところの事業者の皆さんも従事者、従業員が足りないと。もう何年この先続けられるか分からないと、そうした状況になっています。

次の４ページ目に、今の地域の中心となって除雪をしていただける建設業者さん、従業員等が不足してきているという中で、その地域の中だけでは無理だとすればもう少し広域的に、例えば最近の雪の降り方も冒頭に御紹介がありましたけれども、割と局地的にいわゆるドカ雪、一定の地域に集中的に降るという状況の中で、幸いにしてその時点でまだ降っていないような地域とか、そうしたところから広域的に連携することで支援をしてい

く。そうした体制づくりを新潟県では、昨年度から取り組み始めておりまして、十日町市をモデル地域として離れている三条市、新潟市などの事業者が応援に行くというような、相互に連携する体制をつくろうとしていますが、やっぱりいろんな課題があります。

端的に言えば、地元の状況を熟知していない事業者が突然行っても、なかなか安全に円滑に作業ができないというところがあります。そうした課題を少しずつ乗り越えていくべく、検討を進めていきたいとそう思っております。

５ページ目は、担い手の確保というところで、特に共助体制づくりということで、令和３年度の補正予算からこの豪雪交付金を創設していただきました、大変御努力いただきました国土交通省に本当に感謝でございますけれども、これでなかなかもう少し使い勝手が、今年度は本当に対象範囲を広げて間口除雪なども広げていただきましたし、３年間の時限を６年間まで延長していただくということで、本当に使い勝手がよくなったと思いますが、それでもまだもう一段やっぱり期間の制限があるということで、私、新潟県の知事が積寒協という、豪雪地帯の自治体の協議会があるのですけれども、そこの会長を仰せつかっておりますけれども、会員にアンケートを取りますと、やはり期限が切られているという交付金の性格をこれでいろんな事業を調整しようとしても、ちょっと二の足を踏むというところがあります。

今日はその話の場ではないのでやめておきますが、いずれにしてもこの豪雪交付金には大変感謝をしておりますし、これをフルに活用してまいりたいということで、県内も既に新潟県も含めて、９の自治体が活用をしている事例が出てきています。この下に写真がありますように体制を検討する、あるいはその安全操作の講習会とか啓発活動、それから、技術開発の支援などに使ってきているというところであります。

続いて６ページ目は、道路除雪もやはり担い手の不足に困っておりまして、新潟県は現在のところ、除雪事業者の数自体は維持できていますけれども、年齢構成が高くなってきているということで、いずれこのオペレーターがいなくなっていくということで、世代交代を進めなきゃいけないというのが大きな課題でありまして、全県的に関係者で協議会を立ち上げております。もう３年前ですけれども、除雪オペレーター担い手確保協議会というものをつくりまして、ここでいろんな課題をお互い共有しながら、いろんな取組、イベントなども進めています。下のほうに書いてございますけども、除雪についての県民の理解をもっと深めていただく必要があるということで、いろんなイベントをやったり、学習会をやったりですとか、それからオペレーターの方のモチベーションを上げていくために

も、表彰制度をつくったり、イベント的に出動式などをやったりとか、いろんな努力はしております。

そんな中で免許の取得支援も令和５年度から始めておりまして、７ページ目に実績が出ていますけれども、こうした支援制度で若い方が免許を取って、オペレーターとしてやっていこうかという取組に少し踏み切っていただける、そうした実績も出てきているところであります。

８ページ目は、技術の開発の部分ですけれども、先ほどの豪雪交付金も活用しまして、技術開発の支援をやっております。長岡市の例とか燕市の例を写真で載せてございますけれども、ロボットを屋根に乗っけて遠隔操作でロボットが除雪をする。あるいはお掃除ロボットじゃないですけど、平地の平面の一定範囲を自動的に除雪する機械、あるいははしご車をイメージして、それに改良を加えるものですけれども、屋根に上らずに屋根雪を下ろす機械。こういったものの開発を進めようとしていますが、これはどうしても市場、マーケットは限定的ですので、なかなか民間の企業がこの技術開発にいろいろと取り組んでもらうというには難しいところがありまして、この技術開発の部分は３年前の豪雪法の改正のときに、新しい条項、技術開発の促進に関する条項を加えましたけれども、この技術開発の支援を担い手の確保というところにもつながってまいりますので、ぜひ新技術開発については、国においても一層力を入れていただきたいというお願いであります。

最後に９ページ目、道路除雪のほうは、これはいろんな技術が少しずつ進んで開発されておりまして、先ほども除雪機械そのものを１人のオペレーターでやれないかという紹介がございましたけれども、凍結防止剤の散布なども、これもワンオペレーター、１人のオペレーターでやれるように、自動散布のシステムを試行的に新潟県は導入しておりまして、来年度から本格導入を予定していると、そういう状況であります。

私のほうからの説明は以上です。

【石田分科会長】　ありがとうございました。続きまして、同じく豪雪地帯における地域の取組状況について、今度は福井県大野市長の石山委員から御説明ください。よろしくお願いいたします。

【石山委員】　御紹介ありがとうございます。大野市長の石山です。ウェブから参加です。よろしくお願いいたします。

大野市なのですが、天空の城と星空と名水のまちとして知られております。場所としましては、九頭竜川の源流部に位置しておりまして、面積は約８７０平方キロメートル、福

井県の約２割の面積を占めております。また、市域の約８７％が森林でありまして、高齢化率は３８．５％となっております。

次をお願いします。大野市全域が特別豪雪地帯と過疎地域に指定をされております。本日はこのページに赤文字で示しております順に、大野市におきます雪対策の取組と課題について御説明してまいります。

次のページお願いします。１０年間の寒候期の降雪量を年度ごとに並べた推移を示しています。大野市は平成１７年に旧大野市と旧和泉村が合併して、今の市域となりました。青色の棒グラフが大野盆地を中心とする旧大野市域での降雪量を、オレンジ色の棒グラフが山間部にある和泉地区での降雪量を示しています。和泉地区には九頭竜スキー場と福井和泉スキー場が立地しています。近年では年度の見方が難しいですけれども、２０１８年というのは平成２９年度という見方になります。近年では、この２０１８年の平成２９年度と２０２１年の令和２年度、２０２２年の令和３年度に大雪となりました。降る年と降らない年が極端になりまして、降る年では短時間に大量に降り積もる降り方、今日冒頭の局長さんの御紹介にもあったとおりですけれども、短時間に大量に降り積もる降り方に変化をしてきています。

１日の最大降雪量に注目をいたしますと、山間部というのは引き続きありますけれども、盆地部において、短時間に大量に降る傾向が出てきております。洪水災害で言うところの内水氾濫に当たるような、そんな現象が見られます。平成３０年２月の大雪を受けまして、気象庁が発表する気象情報の一つに顕著な大雪に関する気象情報が創設されました。当地域には令和３年１月に初めて発表されまして、実際に短時間に大量の降雪があり、懸命な除排雪に努めましたけれども、１週間にわたり市内の道路の公共交通の運休、ごみ収集の休止を余儀なくされました。

一方で、今年度の状況というのはまだこの表に完全に表現されておらず、集計中なのですが、今年度に関しましては、１２月の降り始めが早い時期から始まって、どか雪というよりも、毎日継続的に相当な量が降り続いている。除雪車が連日出動して、何とか市民生活を維持しているという日が長期間続いているという、ちょっとこれまでのどか雪とはまた違う状況が本地域では見られております。また、県境に近い山間部で重量の重い、累積した積雪量が多くなっておりまして、予防的なものも含めて、通行止めが度々発生しているという状況になっているということを申し添えたいと存じます。

次のページをお願いします。次に雪対策に関する大野市の行政の体制について御説明を

いたします。市道の除雪体制基準及び雪害に係る対策本部の設置基準につきましては、大野市雪害対策計画書にて定めています。３ページには、市道の除雪体制基準を示しております。市道管理を管轄いたします、市のくらし環境部内で除雪対応に当たる職員の班を組んで、冬期間の夜間、休日等の当番を割り当てて対応をしております。

次のページをお願いします。４ページには、雪が多くなって災害が発生したときの対策本部などの設置基準をお示ししています。令和３年１月７日から１０日にかけて、強い冬型の気圧配置により福井県で大雪となり、大野市では３日間で約１４０センチの降雪を記録し、８日と９日に顕著な大雪に関する福井県気象情報が発表されました。

１月９日に、大野市雪害対策本部を設置し、各部署で雪害対応に当たりました。また、人的被害や建物被害なども多く発生しており、災害救助法の適用を受けております。

次のページをお願いいたします。５ページですが、車社会のほうが進展をしておりまして、市民生活を維持するためには道路除雪の体制強化が重要です。住民からは、道路除雪を速やかに行うことや、道路の雪が住宅の敷地の中に入ってこないようにきめ細かく除雪を行ってほしいということなど、要望が強くなってきております。

次のページをお願いします。６ページですけれども、市道の道路除雪につきましては、例年８月頃から除雪業者と担当路線の確認を開始して備えております。当市と契約を結んだ除雪事業者の数ですが、平成２９年度に７３件ありましたけれども、令和６年度には６５件となりました。機械を有する建設事業者の廃業に加え、除雪車を運転するオペレーターの高齢化といった担い手不足が本市におきましても顕著になっています。このため、住民自治会ですとか農業を行う農事組合法人など、建設事業者以外の参入者の促進に努めておりまして、令和６年度における建設事業者以外の方々は６５件中の８件でございました。若手オペレーターを確保するために大野市におきましても、特殊機械運転免許の取得や、技能講習費用に対し、独自の補助を行っております。令和４年度、令和５年度ともに８名ずつ、令和６年度、今年度は６名の方に補助を実施いたしました。

次のページをお願いいたします。労務・資材単価等の上昇に伴い、年々除排雪に係る経費が上昇しております。除雪ドーザ１３トン級の例をお示ししておりますけれども、この５年から６年の間に、機械年間管理費は約４０％の増加、機械の稼働時間単価が約５０％増加をいたしました。持続可能な除排雪体制を確保するために、防災・安全交付金の除雪事業に重点配分をお願いしますとともに、市町村道路除雪経費補助の臨時特例などにつきましては、除排雪作業実施に合わせて早期に措置いただけますよう、また、雪寒指定道路

以外の財政措置をお願いしたいと存じます。

次のページをお願いいたします。ＧＰＳによる除雪管理システム、先ほども御紹介ありましたけれども、大野市でも導入がされております。作業時間等が自動的に読み込まれることで、業者への道路除雪経費の算出が容易となり、支払い事務が簡素化されました。令和３年度には、除雪車へＧＰＳを搭載して試験運行、令和４年度からは除雪が入った道路情報、路線情報を福井県ホームページに一元化して、市民への公表を開始しております。

次のページをお願いいたします。それから市民全体の動きとなりますと、大野市克雪市民会議、こういったものを開催しているのですが、大野市につきましては、昭和５６年に陸上自衛隊の救援を要した記録的な大雪を経験しております。その「５６豪雪」の教訓から、大野市克雪市民会議を設置し、市民総ぐるみで除雪協力体制を取りつつ、毎年の降雪期に備えております。

次のページをお願いいたします。豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用した取組を御説明したいと存じます。大野市は令和３年度より活用させていただいております。大変ありがたいと思います。

降積雪期、雪が降ったり積もったりする時期におきます自宅や事業所建物の屋根雪下ろしなどの除排雪作業ですけれども、もう御承知のとおりになりますが、重労働でありますし、特に高齢者にとりましては大きな負担となっています。人口減少や少子高齢化などにより高齢世帯が増加しており、高齢者が除排雪作業をせざるを得ない状況に加え、先ほどもありました御自身の年齢や体力を過信しているなどによりまして、除排雪作業中の高齢者の死傷事故が多く発生しております。

屋根雪下ろし作業の経験をしたことのない若者が増えている。また、まとまった降雪があると屋根雪下ろし作業依頼日が集中し、事業者も人材不足で対応できないなど、担い手不足は深刻な課題となっています。地域ぐるみでの除排雪作業団体も担い手不足により減少しています。

命綱固定アンカーなどの安全装置、こういったものにつきましては、令和３年度から当市も注目して、大変期待しているところではあるのですけれども、既製品がなく、屋根の形状等も個々に違うことから、高額になってしまい普及が難しいということ、大野市の積雪等に合った安価な安全対策を検討する必要が出ているということになってきております。

次のページをお願いいたします。令和３年度から市民参加型の協議会を設置して、大野

市地域安全克雪方針を検討し、令和６年５月に策定をいたしました。「『結』を活かして、安全で安心で雪に強いまちに」を基本方針に掲げまして、この基本方針の実現のため、担い手の育成と確保による地域ぐるみでの除排雪体制の維持拡大等、大野市の特性に合わせた安全対策の検討、普及に重点的に取り組むことにしました。

また、地域住民、自治会、事業者や行政などの各主体が様々な具体策に取り組むことによりまして、除排雪作業中の死傷事故防止と地域ぐるみなどで除排雪に取り組む共助体制の確保を図っていくということにしております。方針策定と並行して安全克雪事業を実施しております。高齢者等で自力での雪下ろしが困難な世帯を対象に雪下ろしの費用を助成する事業、地域ぐるみで雪下ろしをする自治会に対する保険料などの活動費の助成事業に取り組んでおり、令和５年度より５０歳未満の担い手の育成確保の支援の助成を追加して実施しています。

次のページをお願いします。このほか、雪下ろし作業者名簿を作成し、希望者へ配布する事業、地域で雪下ろしをする自治会に対して、除排雪に必要な資機材等の購入費を助成する事業などにも取り組んでいます。また、来年度から屋根雪下ろしの講習会の開催や屋根雪下ろし手順書の作成などにより、担い手の育成を図っていきたいと考えております。

私からの御説明は以上となります。ありがとうございました。

【石田分科会長】　ありがとうございました。３件続いて御報告いただきました。

豪雪地帯対策及び施策の実施状況等及び豪雪地帯における地域の取組状況について、これから御意見、御質問を伺ってまいりたいと思いますけれども、最初ですけれども、本日欠席しておられる委員から、事前に事務局から御意見を賜っているということでございますので、事務局から御紹介ください。

【谷山地域振興課長】　特別委員の長谷川委員から御意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。お手元にもありますが、口頭で読み上げさせていただきます。

私の地元の北海道では、近年、除雪機械の老朽化が激しく、除雪時に機械が故障した場合、除雪作業が滞り、地域住民の生活に影響が生じることが懸念されます。

雪国の住民生活や地域の経済活動を確保するためには、老朽化した除雪機械を更新し、確実な除排雪の体制を確保することが重要です。

特に集中的に大雪が降る地域では、各種支援策により、地方自治体や除排雪業者が所有する老朽化した除雪機械の更新及び増強配備は急務と考えます。以上でございます。

【石田分科会長】　ありがとうございます。ほかにございませんね。

それでは、御出席いただいております委員から御質問を承りたいと思いますけど、これもすみません、制限するようで申し訳ないですけど、途中で退席される委員の方々から、御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、それでは、すみません、お待たせいたしました、どちら様でも結構でございます。御発言いただく、あるいはウェブで御参加の委員の方々には、手挙げ機能を使っていただきますとありがたいです。よろしくお願いをいたします。どうぞ、斉木委員、お願いいたします。

【斉木委員】　斉木武志です。今地元の石山市長からもありましたけれども、福井県などともちょっとお聞きしていると、やはりこの雪寒指定道路以外の財政措置、ここは結構市町にとっては非常に重要かなと思っておりまして、要は住宅地などの道路の除雪費用がやっぱり市町の大きな負担になっているというふうに聞いております。ここの辺りの手当てというのは、どのようにお考えになっているのか国土交通省さんの御意見も伺わせていただきたいと思います。

【石田分科会長】　もし簡単にお答えできるのであれば、一対一のほうが、紛れがなくていいかなと思いますし、若干時間的余裕もありますので、そのようにしていただけますとありがたいですが。

【谷山地域振興課長】　道路のいわゆる補助事業の対象ではないものについての自治体の支出については、特別交付税では対象になると聞いております。

【石田分科会長】　どうぞ、何か追加でありそうですね。

【斉木委員】　そこのところの金額だと思うのですが。そこが足りていないので、今回のような大雪があると、地域住民の方々からは、家の前が全然通らないで買物にも出られない、どうしてくれるんだというのが山のように我々議員のところには要望が来まして、やっぱりその幹線道路は行き届いているけれども、そこまで行くラストワンマイルというか、各地の網目状になっている住宅の前がずっと開かずの間になってしまっているという状況が毎回散見されておりまして、この辺りのお金がないと除雪も行き届かないと思うのですがこの辺りはどのようにお考えになっているのかということをお聞きしたい。

交付税措置というふうにおっしゃっておりますが、交付税措置が足りていないから、重点配分とか財政措置みたいな要望が市町から引き続き上がってきていると思うのですが、その辺りいかがですかね。足りているという認識なのか。

【谷山地域振興課長】　　総務省さん、いかがですか。

【石田分科会長】私が口出しすべきことでもないと思うのですが、交付税ってどこまででも無制限に出てくるものでもないと思うので、その辺をこの分科会として、どういう体制でやっていったらいいのかということだと思うのです。当然交付税も足りないのだから増額してもらうということが大事だと思うのですが、それ以外に新しい技術、これはピュア技術だけじゃなくて、地域のコミュニティのどういうふうに参画していただくかみたいな、そんな新しい技術がたくさんあるかと思います。そのための総合的な連携とか協働の在り方というのをぜひ議論として発展していただければいいなと個人的には思っているのですが、どうでしょうか。

【斉木委員】　　そうですね、新潟県さんからもいろいろ新しい機材の開発とか、あと大野市さんからも異業者からの除雪事業への参入事例なども御報告いただいているので、うまくそこを応援していけるような、財政面でも応援できるようなバックアップ体制というのを行政側は取っていくべきあり、総合的にやっていただければいいと思っております。

【石田分科会長】　　花角委員と石山委員、何かそういうことで、こういう工夫しているとか、そういう意味に、方向に向けての何か支援の在り方とかちょっとアイデア等ございましたら御披露していただければありがたいなというふう思っておりますが、どうですか。

【花角委員】　　先ほどもちょっと御紹介しましたけれども、共助の体制をつくっていくということはすごく重要な観点で、自助、共助、公助という、災害のときのいろんな言葉がありますけれども、なかなか高齢者が１人でお住まいの住宅、民家などは、その人に除雪をやれといっても、それはまず無理なので、そうすると地域ぐるみで何か応援していくということが当然考えられる、そうした体制をつくっていくということは、どの自治体も新潟県も含めて取り組んでいます。

ただ、その課題は先ほど申し上げたように、結局助けてもらいたい人はどんどん高齢化で増えている。助けてあげられる人がどんどん少なくなっているということなのです。これは根本的な地方創生の議論といいますか、地方の人口減少、高齢化というところが根本的に背景としてあるのですが、コミュニティで支え合うことが難しくなってきているというのが今の課題だと思っています。ただ、例えば一つの集落だけではなくて、隣接するもう少し広域的な共助体制ということも当然、自治体としては努力していきたいと思いますし、それから新潟県ではスコップ隊といいまして、これは完全な民間ボランティアの体制

をつくっていまして、遠く首都圏やあるいは九州からも参加してくれている人がいますけれども、ボランティアが応援に出かけていくという体制もつくっていますが、ただ、これはこれでまた問題がありまして、やっぱりボランティアはありがたいのですが、やっぱり素人なので、リスクのある除雪はなかなかお願いするのが難しい。いろんな技術的な指導をしながら、指導する人の下で、一定程度の支援をしていただけるのですが、全面的にボランティアに頼るということはできないという限界があります。

先ほど、技術開発のところは本当にぜひ人手を介さないで安全に除雪できる、効率よく除雪できる、そうした技術開発こそ、今一番力を入れていただきたいところであります。

【石田分科会長】　ありがとうございました。石山委員、もし発言がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【石山委員】　どうもありがとうございます。また、斉木議員におかれましても、地元のことをよく知っていらっしゃる方なので、本当に親身になっているというか、そうした御発言いただいて感謝申し上げたいと思います。

先ほど申し上げた令和３年度のときに、今回の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の制度が補正予算で入ってきた。そのときに大野市もいち早く使わせていただきたいという形で活用ができたというのは、その年の、先ほど申し上げました令和３年１月のときに、北陸道でたくさんの台数、自動車が本当に埋まってしまうといったような災害級の大雪があった年で、大野市内につきましても、成人式直前のところから、金曜日から降り始めた３連休はもう本当に埋まってしまって、もちろん成人式については延期にさせていただいて、３連休の休日返上の中で、全庁体制で本当に除排雪、道路に踏みつけられてしまった、除雪をしてもその後ろから雪が降ってきて、その上を自動車が通るために道路の上にアイスバーンができてしまう。それを剥がすために１週間かからないと日常生活を取り戻せなかったということがありました。

そうした事例がたしかそのとき日本全国でありまして、そのために先ほど国土交通省の方がおっしゃられましたように、雪が降り続いている地域にたくさんの車両を入り込ませないようにする。そうしたことで、その地域のみんなが安全にトラックもスタックしないようにというようなことから、一つ、先ほどの方策案が出されて、事前予防というか、予防的通行止めとか、そういうことが取られるようになってきたと思っておりまして、ここのところにつきましては、やっぱり通りたい人とか事業活動とかもちろん私たち住民なのですけれども、そこの方々にやっぱり（予防的通行止めを）すると言いますと、まだ雪降

らないじゃないかとか、そういった安心的に思うような方々もいらっしゃいますので、そこのところは気象情報、今すごく積極的に発表されておられますけれども、そこの部分を引き続ききちんとやっていくということが大事なのかなと思っております。

あと、今年の雪の降り方は、本当にコンスタントに毎日降っているので、雪作業をする市民の疲労がたまっているといった状況が続いているのですけれども、今回のあまり発表されていない情報として、先ほど申しましたけども、顕著な大雪に関する気象情報というのがありまして、これもあまり知られていないのですが、これが出ますと本当に２時間後というか半日後というか、相当量の雪が降りますので、そうしたところに安全対策をしてください、身の回りを守る、家の中で備蓄をするというようなことも含めて、ちゃんと自分の身を守りましょうといったところを、もう一回着実に、３年かけてやってきたことをこれからも着実にやっていっていただきたいということが１点あります。

それから、令和３年度となりますけど、令和３年１月の大雪を踏まえて私たちも実感をしましたのが、本当に雪がこんこんと短時間で降り始めてしまいますと、そのときに助けになかなか行けないという現状です。高齢者の方とか独居の方の中で屋根の上に雪が積もってしまうと、本当に外に出られない状態になりますから、落ち着いたときに初動がどういうふうに取れるかということを考えて、先ほどの地域ぐるみでの除雪をするチケットというものをあらかじめつくって、それから、業者さんのリストをあらかじめつくってお渡しできるような状態にしておくといった事前準備をして備えてきたということでございます。

あともう一つ、これは出ているとおりでありまして、異業種の方、特に農業関係の方が同じようなブルドーザーを持っているので、そういった方々に入って来ていただくというのは実は大野市では１０年くらい前から取り組んでいたことで、それを継続してやらせていただいているところに、若い方に免許を取っていただくというのを新規で始めたというのが現状としてございます。こうしたことは引き続きやっていく必要があるだろうなと思っております。

【石田分科会長】　ありがとうございました。それでは、委員の皆様方から御質問、御意見賜りたいと思います。梅谷委員、お願いいたします。

【梅谷委員】　よろしくお願いします。衆議院議員の梅谷守です。

私、今日豪雪地帯から、朝、地元からやってきました。すごい雪降っていて、駅に着くまでも日頃の数倍も時間かけて新幹線乗って、そして東京に来ました。全然違う天気で、

これは報道等で目にするかもしれませんがなかなか別世界で、こちらに住む方々はやっぱりなかなか本当の意味での肌感覚での御理解が進まないのかな、難しいのかなというふうに感じました。

そこでまず１点お伺いしたいのですが、今石破総理が地方創生２．０を掲げ、そして、いわゆる令和の日本列島改造を掲げて、そのために地方創生２．０を、バージョンアップをさせ、また、東京一極集中の是正というのも掲げて取り組んでいらっしゃることは大変すばらしいことだと私は思っています。

そう考えたときに豪雪地帯、特別豪雪地帯においては、先ほどから話がありますが、高齢化も加速して、集落そのものがどんどんなくなっていって、まさに豪雪地帯からと言うと語弊があるかもしれないけど、じわりじわりと末端から削り取られていくような、そういう感じがしないでもないのです。

ですから、今の目指すべき東京一極集中の是正、地方創生２．０を考えたときには、やっぱりそうあってはならないわけですので、この豪雪地帯だけでなくて、それ以外の地域の方々に対して、雪国の暮らしというのは本当にこうなのだと。そして、これだけの御苦労をみんなしているんだ、だからみんなで支えようじゃないかという啓発活動というか啓蒙活動も私はあってもいいのかなと思っています。この点での取組が何かされているのかどうかというのをまず１点お伺いしたいと思います。

そして、昨日、魚沼市の守門という、旧守門村があるのですが、ここはよくテレビにて超豪雪で何センチ降ったと報道される地域です。そこで、意見交換をさせていただいたのですが、こんな声がありました。自分の家を守るために朝から晩まで雪かきをしなければならない。真剣に働いているが一文にもならない。最低賃金以前の話、みんなが頑張って生きていることを伝えてほしい、災害で土砂を片づける人と一緒というとにかく切ない大変さをつづられておられました。

このことをお伝えするとともに裏を返して、他方で守門村というのは大分雪降るところで結構当たり前なのですが、報道を過度にされると、今度はそこのスキー場になかなか人が来なくなってしまう。だから、ここは指摘をさせていただきたいのですが、マスコミ報道の在り方によっては地域事情をよく鑑みていただいて、過度な報道になってしまうと風評被害になりかねないということもどうか頭の片隅に置いていただいて、今後対応していただければと思います。

そして、先ほど来申し上げているとおり、豪雪地帯は本当に大変なところです。後ほど

申し上げます親雪・利雪ですばらしい地域でもあると。それがあるからうまい米や酒が飲めると、きれいな水があるということもありますが、いずれにしてもやはり日本列島全体で改善のために社会全体で支えていくということが不可欠だと思う。そのためには、より支援の拡充、支援体制の拡充なり、そして、その裏づけとなる財政支援が不可欠だと思います。そこで、これも指摘という形にぜひさせていただきたいと思っているのですが、交付金について、雪国に対する支援については、例えば現在、もう除雪費が足りない、底をつきかねない、つきかけているという声が私のところにも上がっていまして、その中でやっぱり自治体から本当に除雪費が国からきちんと来るのかなという不安の声が上がっています。

３年前のこの豪雪地帯対策特別措置法の改正で、１１条で、国は毎年度予算で定めるところにより、基本計画の円滑な実施その他豪雪地帯対策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとすると。努力義務から義務化に転じたと私は理解しています。この財政上措置の義務化に基づいて、追加で使った分の除雪費は満額補填される、心配なく除雪に全力を尽くしてくれというふうな声をぜひこの場で言えるのか分かりませんけれども、そういう声があるということをお伝えし、もしお答えできるようであれば、していただけるようであれば、何かお答えいただければと思います。

もう一つ、自治体によっては一部の方々に公的な助成があります、雪下ろしとかそういうものに対して、また、特に災害救助の関係においては、生活困窮者の支援とかもちろんありますけれども、道路除雪や、先ほどの話にもかぶるかもしれないけど、道路除雪や道路機械等、除雪機械等のハード面への国からの財政支援が不可欠だと思います。

といいますのも、長谷川先生も御指摘され、先ほど石山先生、また、花角先生もおっしゃっていましたけれども、今、除雪機械が、雪が降れば降るほど除雪機械の稼働率が上がるわけで、そうすると故障の割合も上がってきている実態があります。ですので、そういうことに対してもきちんと対応し得る、そんな国からの財政支援をぜひすべきではないかなと思います。

そして、除排雪経費は特別交付税措置ですけれども、この他地域の災害発生状況によっては交付金がどうしてもその地域に優先的に振り分けられるところがあって、過去に減額をされた地域もあるというふうに聞いていますので、この点も先ほどの話にちょっと被るかもしれないのですが、財政支援をきちんとしていただける必要があるのかなと思います。

もう１点、雪下ろしの新潟県でおおむねどの自治体も住民税非課税世帯には除雪費用の公的支援が提供されていますけれども、雪の降り方もすごく変わってきていますし、先ほど来の話、そして、地域全体の高齢化が進んで人口減少によって、先ほど来の共助が難しくなっている。なので、この非課税世帯だけなのかということで、隣同士で不公平感が生まれてきている。私の知る限りでは。

そこで、地域住民にとって、これは本当に厳しい話なので、せめて高齢者に対しては一律に支援をするというような仕組みも検討されてもいいのかなと。そういう号令というか、そういうことも検討していただく必要があるかなと思います。

あと情報の発信、伝達方法の課題について、私も５年前くらい前に、上越市の高田というところ、上越市が非常に豪雪で大変なときがありました。そのときに孤立した集落もそうですけれども、地域の方々の何が最も必要かといったら、やはり情報だというふうに私は学ばせていただきました。

その意味で、今もいろいろと改善されて御苦労されて、安全な雪処理方法がこうだとか必要な機具の整備はこうだとか、いろいろ天候はどうだ、道路情報はこうだと、皆さん、御苦労されて、改善していただいていることは敬意を表します。ただ、先ほど大野市長がおっしゃっていただいたとおり、きめ細かな情報についていかにお一人お一人に情報がしみ渡るかということが課題だと思いますし、特に受け止める住民の方は御高齢の方、山間部においては御高齢の独り暮らしという方も、女性の方も多いものですから、うちの地元だけかもしれませんが、そういうことを考えたときにインターネット、ＳＮＳだといってもなかなかまだ難しいところもありますので、そこの課題を県なり市町村と共有していただきながら、御検討していただければいいのかなと思います。

本当に次に最後にします。親雪、親しむ雪、これは本当にすごく一方で大事なことだと。先ほど雪はこれだけ大変なんだって、雪国以外のところに広めるというと、それこそまた全体の風評被害につながりかねないので、雪はすばらしいということも併せて言っていただきたいのですが、例えばこの分科会委員全員で昨日、魚沼市で国際雪合戦大会というのがありまして、この分科会のメンバーみんなでチーム組んで来年一緒に雪合戦でもしにいって、そしてその際にいろいろと豪雪の現場を見ていただくなど、親しみながらやっていただくのもありかなというふうに思います。

そしてその上で、参考資料４を見させていただいたら、資料の８４ページですが、交流活動の交流人口というのが国内からの来訪者という数字なのです。これは今、私の地元で

は相当インバウンドも増えていまして、インバウンドから定住人口も外国人の方は非常に増えています。そして、そういった方々も住まう上では、住んでいただくのであればやはり同じ御苦労されるに違いないですし、そこは大事な人足になるかもしれません。その意味で大変かもしれませんが、雪を憧れる外国人の方も相当多いわけですし、そういったところの情報もキャッチアップしていただいて、他省庁、関係機関と連携していただきながら、国内外の交流にも視野を広げて、そして、そこから人材不足、人材課題、ここにもアプローチをしていただくことをお願いさせていただきまして、長くなりましたが、私からの意見と質疑とさせていただきます。

【石田分科会長】　広範な御意見賜りまして、ありがとうございます。今すぐ答えられないことも多々あろうかと思いますけども、答えられることをお願いしたいと思います。

【谷山地域振興課長】　様々御意見ありがとうございます。

まず、雪国の生活を知っていただくということは、本当に大変なことと併せていい面の両面を知っていただくことかなと思っております。今、交流人口とか様々な動きもありますし、いろんなチャンネルというか可能性があると思いますので、我々としてもそういうものをしっかり応援していきたいと考えております。

あと、インバウンドのデータをとってはということでしたが、今までデータはなかったものですから、できるだけそういうものも取れるようにやっていきたいと考えております。

報道の仕方につきましては、本日報道関係もおられますし、メッセージは伝わったのかなと思っております。

道路の除雪費用をどんどん使った場合に、後から来るのかという話ですとか、交付税措置の話、先ほど斉木委員の御質問も途中になっておりましたので、その辺り道路局と総務省から、それぞれコメントいただければと思います。

【国土交通省担当】　国土交通省道路局でございます。予算の支援の部分ですけれども、地方公共団体、除雪事業者が所有する老朽化した除雪機械、こちらの更新や補強、配備につきまして、お答えさせていただきます。

自治体が所有する除雪車等の機械の更新につきましては、資料の１４ページでも御説明させていただきましたけれども、防災・安全交付金によりまして、３分の２の補助率で支援しているところでございます。岩手県西和賀町、また新潟県村上市などでも活用しているところでございます。

また、併せまして地方整備局に対しましても、小型除雪機を配備させていただきまして、地域のほうに無償で貸し出すという支援も行っているところでございます。

【石田分科会長】　それでは、総務省さん、何かございますか。回答は短めにお願いしますね。

【国土交通省担当】　予算の支援の件ですけれども、防災・安全交付金で支援してございますけども、特に降雪量が多い場合には、防災交付金以外にも臨時特例措置ということで、追加での支援というものも考えてございます。

【総務省担当】　総務省でございます。今、国交省のほうから御説明ありました補助事業がまずありまして、その上で普通交付税の算定で、標準的な所要額を措置しております。それに加えて、実際の所要額が、補助金の交付額ですとか普通交付税で算定済みの額を上回る場合については、特別交付税でさらに対応するということでやっております。

現在ちょうど３月交付に向けて算定作業を進めているところでありますけれども、しっかり自治体の皆さまの御意見を伺いながら、財政措置に万全を期してまいりたいと考えております。

【石田分科会長】　ありがとうございました。２時半御退室の予定というふうに木場先生と野村委員には伺っておるのですが。

【木場委員】　お先に失礼します。大変すばらしいプレゼンテーション、御説明をありがとうございました。いつもこの立場で発言するのは非常に難しいです。と申しますのは、前に発言された先生のように雪国とは関係のない都市部に住んでおりまして、何とかおもんばかりながら発言をしますけれども、難しいところもあります。少しコメントさせていただきたいと思います。

私の前に梅谷先生がおっしゃったように、まずはその都市部の人間も、日本の人口の２割弱の皆様がこういった御苦労されているところへの理解促進というのは非常に重要だと常々思っております。よく温暖化と申しますと、暖かいから雪はそんなに降らないのではないかという、この言葉は、割と誤解を生みますよね。ニュースなどで見ても意外と雪が降っているので大変ねという感想で済んでしまうところがよろしくないなと思っております。

先ほど、局長はじめ皆様から最近の雪の降り方が、短時間で物すごい量が降る。つまりこちらで言いますと、ゲリラ豪雨のようなイメージで、昨夏もよく冠水しましたね。あれには私ども非常に恐怖を感じました。それと同じような恐怖を雪に関してもきっと雪国の

皆さんは感じておられずはずで、そういう共感の力というのを伝えられるような広報が必要だと思っております。

先ほど石山委員の方から、予防的通行止めをやっても理解がなかなかないことや大雪に関する情報を出してテレビで流しても、受け手にぴんとこないことなど発言がございました。この辺りもやはりきめ細かく広報して、なぜそういったことが必要か、先にあるのは人命を守るために必要だというところの動機づけをしないとなかなか人には響かないのかなと思って聞いておりました。

それから、一番印象に残ったのは花角委員にプレゼンテーションいただいた、ＩＴ、機械についてです。やはり、人命より大事なものはないという点、それから、雪かきに労力を割けない、人がいないという点からすると、こういった機械によって、機器によって、人命を守ることにもつながり、雪かきもできるという、こういうものはぜひ力を入れて進めていただきたいと、非常にこちらの取組に関心を持って拝見いたしました。

最後でございますが、先ほど委員からもありましたが、インバウンドの関係です。本当に雪は観光資源だと思いますし、大変喜んで雪国に行っている姿を拝見いたします。ただ、彼らにも雪の怖さですとか、あるいは大雪のときの情報の提供の在り方、言語の問題とか、あるいはどのようなシステムを使って伝わるか分かりませんが、そこもしっかりと人命を守るという観点では、力を入れていただきたいと思っております。

以上です。委員長、ありがとうございました。

【石田分科会長】　ありがとうございました。稲田委員、今国会から来ていただいて、またすぐということでございますので、ここで御発言いただければありがたいと思いますが、すみません。

【稲田委員】　今回、委員にならせていただきました稲田でございます。

予算委員会が開会中のため、遅れてきて、また、終わりまでに帰ることの失礼をお許しいただきたいと思っております。

今日は、地元からは、大野の石山市長もお見えでございますが、私は今、自民党の中の豪雪ＰＴの座長を拝命いたしておりまして、ちょうど令和４年の改正、６０年ぶりの大改正ということで、先ほど大野市長からもお話ございましたが、令和３年にも令和元年にも大雪で、非常に福井も被害を受けたものですから、国土強靭化の観点ですとか農業の被害の問題、また観光の観点とか、それから、交付金など財政措置をちゃんと法律に明記をし、あと幹線道路、これは１，５００台の立ち往生が２回ありましたので、そういったこ

とも書かせていただいています。また、私のところではその後、夏に意見を聞いて、そして提言をまとめて、この暮れにも少しこの交付金の使い道を拡大し、できるだけたくさんの意見を聞いて、いろんなことを政策に、また予算にしていきたいと考えているところでもございます。

ただ、先ほど梅谷委員からもお話ありましたけれども、やっぱり地元に戻りまして、東京に戻ってくると、地方創生とはいうものの、やっぱりすごく格差を感じるわけでございます。また、いろんな意見を聞き、いろんなところからの要望を聞いていますと、もう目に見えない光熱費の問題、それから除雪の問題、様々なところでもうこの天候による格差って非常に大きいし、また、雪の場合は暖かくなると消えてしまうもので目に見えないので、何となく暖かくなると忘れ去られているような、そんなことがあって、地方創生、そしてちょっと古い言葉だけど、均衡ある国土の発展とかいうと、やっぱりちょっと今のこの対策で足りているのかということを感じます。

特に、特別交付税の要望に来られた後にまた大雪が降って、そして、やっぱりいろんな除雪の費用とかを財政の不安なくしっかり市町村が支出できるように、例えば基金をつくってほしいという声も聞いていたりもします。また、先ほど言われたそのハード面への支援ですよね。そういうのも、ずっとこの法律改正のときから要望があったところでございます。

私としての質問は、せっかく６０年ぶり大改正と言って改正をしたのですが、そこからよくなっている、目に見えてよくなったな、改正してよくなったなというところが見えているのだろうかと、そういうところもお伺いをしたいと思いますし、幹線道路の交通の確保、もちろん除雪についてもそうなのですが、根本的にも道路の例えば８号線の、ちょっとローカルな話ですけど、４車線化とか、いろんな道路自体の整備がやっぱりしっかりやってもらわないと本当に困るという声をたくさん聞いて、もちろんその後、事業認可されて着実に進んでいるのですけれども、そういった目に見えたところ、それからその不公平感を解消するような政策、先ほど、住民税非課税世帯だけじゃなくて、高齢者のところにもという話がありましたけども、豪雪地帯に住んでいる人たちの光熱費が非常に負担になっていることなどについて、何かいい解決策とか考えておられることがあればお伺いをしたいと思います。

【石田分科会長】　ありがとうございます。お答えいただけますかね。

【黒田国土政策局長】　局長の黒田でございます。先生、ありがとうございます。

この数年、前回の豪雪法の改正、それを踏まえまして交付金措置ができましたということで、やはり大きく改善が進んでいるのではないかなと思っています。

去年、おととしと雪の量は少なかったのですが、その数年前のやはり大雪のときに道路がスタックして、何十台、何百台と道路交通が妨げられたということで、やはり今回の大雪を見ましても事前に新幹線、高速道路、これは通行止めをするということで、ある意味で事前防災的な取組、これが物すごく進んだのではないかなと思っています。

あと、この数年の中の気づきとしましては、やはりデジタル化の取組が物すごく進んでいると。今日、知事のプレゼンの資料にもありましたし、私どもの資料にもあったのですが、いろんなところで最新の技術を使って、この人手に頼らずに除雪作業ができるような取組、努力というのは始まっています。

実はこれ恐らく、今後、地方創生という観点からいきますと、どんどん人手が地方ほど深刻になってくるので、実はこの技術の導入というのは本当に喫緊の課題、やらなきゃいけない課題だと思っていまして、一昨年、独法の防災科学研究所と協定を結んで、弘前市でやっているようなドローンを飛ばして、除雪をするようなそんな取組を全国展開できないかなというようなことで、私どもとしても交付金の使い道の一つとして力を入れています。

なかなか実装までいっていなくて、どうしても少し時間がかかるところがありますが、この数年のうちにこの技術の導入による担い手不足の解消、もちろん共助体制はしっかりつくらないといけないのですが、どうしても人手が足りなくなってくるので、そこはどうしても技術の力で埋めていくという努力をしていかないといけない。それが恐らく前回のこの数年前よりも大分、今は大きな新しい取組としてできているのではないかなということで、そこら辺に、この交付金の活用ということに力を入れていきたいなというふうに感じているところでございます。

【石田分科会長】　ありがとうございました。よろしゅうございますかね。緑川委員、手をずっと挙げていただいておりまして、失礼いたしました。御発言いただければと思います。

【緑川委員】　すみません、どうも、秋田県の衆議院議員の緑川貴士です。

先ほどは国交省、そして新潟県、福井県大野市石山市長からのお話、御説明ありがとうございました。そこで今お話しのようにやはりデジタル化、雪を克服するための技術開発、自動制御可能な除雪機械であるとか、あるいはカメラ画像を使った自動検知のシステ

ムであるとか、あるいはこのＧＰＳによる管理のシステムというのを構築していくということは、中長期的に非常に重要なことであると思います。

ドローンによる融雪剤の散布なども、できるところでどんどん進めていく、弘前市のような取組も進めていくということが非常に大事だなというふうに思うのですけれども、当面はやはり人手の確保、今マンパワーを支えていただいている、この除雪体制を支えるこの人手の確保ということがまずは当面大事なことではないかというふうに捉えておりまして、先ほど大野市長の石山さんからも大切なお話があったと思います。

当然、地域内で事業者をオペレーターの高齢化、人手を確保していくということが非常に課題になっていると思うのですけれども、その中で異業種、やはり農業者の方々含めて、異事業者の方々をしっかり取り込んでいくような地域づくり、この除雪体制の仕組みというものが、先ほど６０件のうちの８件でしたでしょうか、新しいそうした事業者の方が入っていただいているということで、非常に次につながるようなヒントになる取組かなと思うのですけれども、一方で、農業者も国内の平均で見ますと６８歳ということで、免許を取得しようとか、なかなかそのお金の補助があってもなかなかこのオペレーターとして取り組もうという方も、農業者の中でも難しい方々もいらっしゃるのかなと思いますし、私の秋田県のほうでは全国一高齢化しているところで、農家も若い方ももちろんいるのですけれども、地域の核になる方は、いまだやはり７０代、あるいは８０代の方が農家をやっているということもございますので、こういう異事業の方を除雪にうまく取り込んでいく工夫などがあれば、大野市長からお伺いできればと思いますし、各関係省庁の皆さんとこのオペレーターの確保について、農業者を含めてどのような取組を今進めているのかお伺いできればと思います。

あと、すみません、この後、ちょっと所用があってそろそろ抜けなきゃいけませんので、お答えいただいてから退室をさせていただければと思います。お許しいただければと思います。ありがとうございます。

【石田分科会長】　野村委員も１４時３０分までの御予定でちょっと待っていただいているのですけど、御発言いただいて、それからまとめて答えていただければと思いますが、よろしゅうございますかね。ありがとうございます。

【野村委員】　すみません、御配慮いただきありがとうございます。緑川委員が御予定あるということなので簡潔に。

私、初めて参加しまして、克雪というと広範囲にわたることだということを改めて理解

しましたが、建築計画の立場から１点発言させていただきます。

先日、改定されました豪雪地帯対策基本計画を拝見しました。その中で、克雪住宅の普及というところを踏み込んで記載されたなというふうに感じたのですけれども、実際、各地域で住宅政策として、克雪住宅を普及していくという段階は非常に難しいのではないかなと思っております。北海道では北方型住宅の普及を長年に渡り先進的に取り組んできた結果、寒さに対しての断熱、気密という技術面では非常にグレードアップして、それが２０年を経て、国全体の建築基準法の中にも取り入れてくるというようなかなり歴史的な瞬間を迎えています。一方、雪への対策となりますと、屋根形状や配置計画などの指針は以前から出ているものの、既存の住宅を含め、全国的に住宅政策として本当に取り入れられるかというところは、現時点では非常に難しいのではないかなと思っています。

個人の住宅ですので、予算が厳しい中で住宅をよりよくする際、雪対策や配置計画などの優先順位を少しでもあげるためには、各地域で可能な範囲でそれぞれやっていらっしゃいますけれども、例えば税制の措置であったりとか補助金であったりとか配置計画というのを何かもう少しインセンティブを与えるような計画にできないかと思います。そのためには、研究の分野、それから自治体の政策の分野が連携しながら、長期的に１０年、２０年と見据えながらやっていく必要があるだろうと考えておりますので、また、ぜひ各地域での取組などを参照させていただきたいと思います。コメントになります。ありがとうございます。

【石田分科会長】　ありがとうございます。緑川委員からの御質問に対して、簡潔にお答えいただけますかね。

【谷山地域振興課長】　様々な方が除排雪の担い手になっていただくという意味では、今様々な取組がされているところかと思っております。農業者の方にやってもらうのもあれば、シーズンによってそれぞれできる業務が違いますので、例えば夏は林業をしながら、冬は除雪など年間通じて様々な仕事をやっていただく事業組合のような、取組も始まっておりますので、そういうのも一つの方法かと思います。

【石山委員】　石山です。発言してよろしいですか。

【石田分科会長】　どうぞ。

【石山委員】　ありがとうございます。緑川委員の御質問にありました農業者、農地組合法人の巻き込み方になりますけれども、最初は実は森林組合さんのほうが従前からやっていただいているケースがありまして、それはやっぱり林業が春から秋にかけてはお仕事

があるのですが、冬場がないということで、従前は結構スキー場での雇用があったりとかというようなことだったのですが、除雪のほうにも関わっていただけるというようなことです。

農家さんも農事組合法人化されて、比較的若い方々を雇おうとしますと、年間、継続的なお給料を出す必要がありますので、そういった意味でうまくマッチングができたといったところが大きく強いかと思います。あと先ほど申し上げましたようにやっぱり特殊機械を動かすといったところに若干のハードルをお持ちな方も多いので、資格を取得する、これは個人さんへの資格取得にはなるのですけれども、そうしたところを市独自、また県さんも、県除雪対応のところはその事業者さんへという形で、独自の補助を出させていただいて獲得をさせていただいております。

【石田分科会長】　御紹介いただきまして、ありがとうございました。

筒井委員、お願いいたします。

【筒井委員】　失礼します。鳥取大学地域学部の筒井と申します。

私も今回から特別委員をさせていただきました。私は２０１１年から共助の克雪体制づくりに関わる国交省の関係の仕事をさせていただいております。ただ私は生まれが九州で、育ちは東京なので雪がすごく苦手な人間で、雪かきができないというのを、分科会長代理の上村先生からもよく言われるのです。たまたま２週間前に山形へ除雪ボランティアに行ってきました。酒田市へ行ってきたのですけれども、確かに私は雪かき、除雪のスコップを持ってもそんなに上手にできないのですけれども、すみません、花角知事にちょっと反論するような形になるのですけれども、意外と使い物になっているねってお褒めの言葉をいただきました。

人手が除雪に必要なのは間違いなく，ポイントはその使い方であるかなと思いまして、克雪体制を地域でつくっていくために必要なサポートをする、克雪体制づくりのアドバイザー制度というのを国交省さんのほうでつくっていただいています。玄関から道路までの、いわゆる間口除雪などの民家の周辺の除雪をしていくような体制づくりのアドバイスをしていただきながら、ボランティアなど素人が除雪に関わるというような取り組みがこの１０年、２０年ぐらい行われています。

とは言っても除雪ボランティアはプロではないですので、花角知事が言われたとおり、どこの除雪でもできるわけではありません。特に屋根雪下ろしはほぼ不可能ですので、除雪とひとくくりにせず，場所に応じた役割分担などを丁寧に細かく行っていかないと、い

わゆる共助除雪というものは広がっていかないのかなと考えています。

今、私、発言させていただいたのは、この分科会で改めて確認したいことがあるからです。豪雪法の第７条には「住民の責務」という条文が設けられております。私、申し遅れたのですが、雪の関係をやっておりながら、専門は過疎地域対策でして、総務省の過疎問題懇談会では、石山市長とも御一緒させていただいておりますが、過疎問題、要するに条件不利地域のことを考えていくと、いわゆる共助というのは除雪に限ったことではなく、例えば水路清掃とか草刈りとか、年間通して条件不利地域では共助が必要なのです。

そういった中で、共助をあえてこの豪雪対策の中で強調できるのは、この第７条があることが大きな根拠になっていると理解しています。ただ、とは言っても皆さんのお話からあるように、集落の中の人が減っていって高齢化が進んでいっている中で、今までどおりの共助ができなくなっているのもまた事実だと思います。

たまたま先日開催された、私が関わっている厚労省の関係の福祉人材の研究調査のほうでは、市町村人口規模で見ると大体３，０００人未満の市町村でいうと、２０２０年までで７１％の市町村でもう既に高齢化の上昇のピークアウトを迎えていることが共有されていました。つまり、これから高齢化率だけでいうと下がっていくというのが分かっております。ですので、確かに今の状態でいうと、高齢者の方が多いところでは少ない担い手の人数で、共助の除雪を考えなければなりませんが，少し先を考えると支えるほうも少ないのですが、支えられるほうも少なくなってくるという，地域の構造が変わってくるといえます。そのことから，新しい共助のあり方を組み立てていかなければならないことを、今，確認をしておきたいと思います。

このようなことを考えていくと、現在，国交省を中心に進められている克雪体制づくりに活かせる交付金などがありますので、かなり共助除雪のほうのサポートというのはできていると思いますが、これからの新しい共助除雪の仕組みづくりを行っていくためには、何らかの形で、少ない人数で少ない方々を支えるような新しい仕組みづくりを行っていくための、チャレンジができるモデル事業の新設が求められていくのではないかなと思っています。

これまで行われてきた共助除雪は、先ほど話があった除雪ボランティアも含めてですけれども、国の豪雪対策、克雪対策の中で、国交省さんのほうでモデル事業をやっていただいた中で出てきた知見が横展開していっているのである。その形を変えたものが交付金という形で横展開しようと、広めていこうとなっていると私は理解しております。ただその

モデル自体がちょっと古くなりつつあるというところは認識しておかなければなりません。

２０３５年ぐらいになると、人口規模でいうと１０万人以下のところでピークアウトを迎えていくというのが市町村単位での高齢化の推測です。共助除雪はもうちょっと小さい、集落単位で見る必要がありますのでその部分の分析も必要ですが，少なくとも市町村単位では高齢化のピークアウトというのが見えてきていますので、そこを見据えたような豪雪、克雪、特に共助除雪の体制づくりを考えていく必要があるとの認識を，せっかくの国土審議会の豪雪対策の分科会ですので、共有するために発言させていただきます。ありがとうございます。

【石田分科会長】　ありがとうございました。定池委員、お手を挙げられているようでございますので、御発言ください。

【定池委員】　定池です。発言の機会をいただいてありがとうございます。

先に、簡単に自己紹介をさせていただきますが、私は今、宮城県仙台市におりますが、北海道の出身で奥尻島という離島で、北海道南西沖地震を経験した被災当事者でもある災害社会学、地域社会学を専門としている研究者です。

できるだけコンパクトにしますが、大きく３点ありまして、まず防災のことです。令和４年の改正に関して、豪雪地帯の特性を踏まえた防災に関する施策の促進という規定が追加されました。こちらはとても大切なことだと捉えておりまして、例えば、今回のような豪雪時に地震が発生してしまう、そういったときの懸念事項としてもちろん雪による家屋倒壊もありますし、また、道路除雪が行き届いていないことによる避難の遅れということが大きな懸念事項として挙げられると思います。

特に避難の遅れについては、津波発生時には本当に深刻な事態になってしまいます。今回の会議でも道路の除雪に関する施策の紹介もありましたし、また、委員や特別委員の方々からも様々な課題の提起がありました。平時の除排雪が行き届いていないと、通常の降雪時に地震や津波が発生したときにも被害が拡大しますし、豪雪時においては、さらに被害がとんでもなく拡大してしまうという懸念があります。

その一方で、普段から災害時の要配慮者などに対する除雪のサポートが入っていることで、災害時の安否確認ができ、避難支援ということについて除排雪の支援をされる方や、平時の福祉、防災に関する支援をされている方々が連携して、サポートの必要な方々により必要なサポートが入ることができる、そういった寄与の可能性があると考えています。

そのため、平時の除排雪の体制を整えるということは、積雪地域にとっては防災対策にもつながるとても大切なことですので、そういう観点でも担い手の確保が大切であるというふうに捉えているというコメントをまず、お伝えさせてください。

また、防災という観点でもう一つお伝えしたいのですが、私の地元である北海道の過去の甚大な災害の一つに融雪型泥流というものがあります。雪を融かす泥流と書きますけれども、北海道の十勝岳で１９２６年5月２４日に十勝岳が噴火することに伴って、泥流災害が発生しました。噴火の規模自体は大きくなかったのですが、残雪、雪を溶かして泥流となってしまって、１４４名の方が亡くなられただけではなくて、耕作地帯に泥流が流れ込むことによって、長期的に農業面などでの被害が生じていました。こちらについては、砂防ダムをつくるなどの対策していただいていますが、豪雪地帯の特性を踏まえた防災に関する施策という観点では、こういった目配りも必要ではないかと考えています。

次に、個人の雪対策のことでお伝えしたいのですが、克雪住宅の話を中心に今回も住宅の雪対策への支援について、充実していく方向性を示していただいていました。

そこでちょっと気になっていることを一つお伝えしたいのですが、家そのものの対策、サポートを充実していますが、敷地内の除排雪というところについて、今までちょっと議論されていなかったかもしれない点を一つ、懸念事項としてお伝えさせてください。

自力で除排雪できない方に対しての支援の仕方ということは、今までも議論されていますし、今回も話にありました。それ以外に、自力で除雪できるけど、排雪できない方。例えば融雪溝、敷地外に排雪する場所がないので、お湯で雪を溶かすというものを使っている場合、灯油代が上がってきたというようなときに、高齢者で年金暮らしの方々が、自分たちで融雪溝を使って排雪していけるのかというような心配の声も聞こえているところです。高齢化が進行するに従って、自力でできていた方たちが除雪の部分もできなくなっていくこと、体力的に経済的に厳しくなっていく可能性があると思っています。

短期的には、今支援が必要な方々へのサポートを優先するということはもちろん大切なのですけれども、長期的には、自力でできている方たちが自力ででき続けるための、少しでも長く自力で除排雪していただくためのそういった支援策、メリットがあるような施策もできるといいのではないかと考えています。

最後です。親雪に関してですが、雪国の知恵としてちょっとした除雪の仕方ですとか、ひなたの雪の溶かし方、日差しが照っているときに少し雪を広げることで溶かしやすくするといった知恵があると思うのですけれども、雪に慣れていない地域、今仙台に住んでい

るのですが、ちょっと雪が積もったときにそういった知恵がない方が多いがゆえに、いつまでも雪が残っていたりとか、それでツルツル路面になって転んでしまったりというようなことがあります。

雪国のちょっとした知恵をいろんな地域に伝えることで、雪に慣れていない人たちが、雪が降ったときに対応できるようになって、それで例えば転倒防止になるような、そういったメリットということも発信の仕方としてできるのではないかと考えています。

これで本当に最後になりますが、雪室などの取組も近年いろいろ視察させていただいて、勉強させていただいているところなのですが、雪合戦についての話が出てきていました。私のお世話になっている北海道の有珠山の麓でも、壮瞥町というところで１９８９年から国際雪合戦が行われています。梅谷委員がおっしゃったと思うのですが、もし魚沼の大会に参加される際には、魚沼に加えて壮瞥町の雪合戦にも参加していただければと思っております。

長くなってしまいましたが、以上です。ありがとうございました。

【石田分科会長】　ありがとうございました。多くの御意見をいただきまして、もうそろそろ予定しておりました３時に近づいておりますけれども、上村分科会長代理、何か最後に御発言ありますでしょうか。

【上村分科会長代理】　いろんなお話ありましたので、整理しながらお話しします。雪の災害を、防災白書からずっと数字を拾っていきますと、３０年で１，５００人ぐらい亡くなっています。平均で５０人、雪の多い年は１００人。だから大災害が頻繁に起きていると見ていただいてよい規模の状況がずっと続いています。今冬も、春になってこの冬の被害を集計したら一体何人になるのだろうとすごく心配をしています。そういう意味で安全対策の推進というのが本当に一丁目一番地だと思っております。

２０２２年の豪雪法の改正にあたり、命綱固定アンカーの普及推進が明記されたことは非常に大きな一歩になったと思っています。現実に、アンカーがない屋根の雪下ろしを業者が断るという時代が始まっています。お金を払えば無条件に下ろしてもらえるという時代は終わり、専門業者ですら安全確保できなければ、独り暮らしの高齢者宅ですら屋根雪を下ろしてくれないという現実に今なっています。ということで、高所から転落事故というのが雪害事故の３分の２を占めていますので、これを減らしていくというのがなんといっても第一です。次に多いのが落雪事故とそれから除雪機の事故なのですが、落雪事故が今年もかなり起きています。いつ落雪するかわからない屋根に上がって、人が雪と一緒に

落ちるという事故も起きています。先ほど建築の専門の先生もおっしゃっていましたけど、建築物の構造がこれでいいのかというそもそもの話があるので、建築基準法まで本来は踏み込んで議論を深めていかなければいけない問題だと思っています。

それから花角知事のお話にもありましたけど、除雪機の事故が２番目に多いのですけれども、これも除雪機の市場が限られているということもあって思い切った新規技術の開発にメーカーはなかなか踏み込めないという現実があります。だから、「安全対策はしっかりやっている」とメーカーはおっしゃいますけれど、それならば何で事故が減らないのだという現実があります。

だから、除雪機に限りませんけれども、技術開発というところの重要性というのは本当に益々増しているなと思います。これが民業として、将来の利益につながるか、というと厳しいという現実はありますので、やはり国として、人の命を、国民の命を守るという観点で雪国の人々を守る、本当にここは大事なところですけど、そのための思い切った技術開発費みたいなものというのは、しっかり確保していかなければいけないと思っております。

それから人手不足という話で、これも花角知事のほうでスコップという話がありましたけど、ボランティアの登録制度です。１，８００人登録されています。今冬、夕方５時に募集をかけて翌朝１０時に募集定員が満員になるという状況も起きています。我々は新潟の長岡市山古志地区で、有償ボランティアの登録制度というものをやっています。これはＬＩＮＥを使って、「あした何時にどこでやります」というアナウンスをかけて、ＬＩＮＥ上でそのまま応募ができるという仕組みです。現在３５０人ぐらいが登録されているのですが、今冬募集をかけて１３分で定員が埋まったこともありました。人手が足りないというのは事実なのですが、まだまだ世の中の（人的）リソースというものを使い切れていない。やってくださる、やってみたいという方も世の中にはかなりいらっしゃって、いかにそこをつないでいく仕組みをつくっていくかというのが、僕は非常に重要なところだと思っております。

そういう流れでいくと、インバウンドという話があって、山形県尾花沢市の銀山温泉は今ごった返しております。それから白川郷もごった返しております。オーバーツーリズムで困っているぐらい。だから、雪というのはもはや観光資源ではなくて、日本という国のキラーコンテンツです。このキラーコンテンツを生かし切るというところにいかに知恵を絞るかという、ここのほうが大事なんじゃないかなと。ぜひ委員の皆さんに雪合戦大会、

チームを組んで出てもらいたいですし、私どものほうでも世界雪ほり選手権というのをやっておりまして、いかに屋根の除雪が大変であるのか、怖いのかというのも委員の皆さんに体験していただけると（今後の議論に）迫力が出てくるのではないかなと思っております。

それと稲田委員のほうからもお話ありました。やっぱり格差という問題がずっと横たわっていると。豪雪法そのものができた背景が、まさに格差の是正だったのですよね。格差の是正ということは非常に大事なことである一方で、格差をゼロにするということは、マイナスをゼロに近づける議論しかできないのです。

そうじゃなくて雪国に住む我々しか持っていない雪という資源、あるいは他と差別化できる我々だけが持っている固有の価値、これをいかにポジティブなものに変えていくかという議論が非常に必要です。例えばですけれども、雪室というのが今新潟県の魚沼地域に集積が始まっておりまして、今や雪室熟成の肉が「Snow Aged Wagyu」ということで、ニューヨーク、ドバイに輸出される時代になっているのです。ですから、ネガティブなものをゼロに近づけるという議論に加えて、いかにポジティブなものに転換していくか。雪が、雪国が世界ブランドになり得るのだという視点で、豪雪法に書かれた「産業の振興」というところをしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。

以上です。

【石田分科会長】　ありがとうございました。これで一わたり委員の方々から御発言いただきまして、もう３時過ぎましたので、これぐらいにしたいと思いますけど、最後に一つだけ、今日、本当にたくさんの貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。中でも、話題になっていたのですけれど、自助と共助と公助をどう考えるかというところです。豪雪対策だけじゃなくて、いろんな地方創生上も大変な問題でございますので、ぜひその辺については公助として国がすべきこと、できること、枠組みを決めるということで非常に大切でございます。

省庁の連携、協働あるいは国交省の中での連携、協働ということも非常に大事な要素になってくると思いますので、よろしくお願いをいたします。

それと、あと新しい技術ということでございますけれど、これは自動運転のところでもよく申し上げているのですけれど、なかなか市場が見えないと皆さん投資しない、開発しないということもございまして、かつて日本はこの分野で、例えば大型計算機、もう随分前ですが、フレームワーク、メインフレームコンピューターの黎明期とか、あるいは大型

の医療機械、ＭＲＴとかＣＴスキャンって随分高かったのですが、それを国が政策的にリース会社をつくられて、そこがサプライヤーにはこれだけ発注するから安心して投資してよと、ユーザーの側には非常にではないかも分かりませんけれども、少なくとも初期投資が要らない形でそんなことを進められまして、そこそこ普及していったという経緯がございますので、そんな体験も含めて、これも幅広に経済産業省と連携して進めていただければなというふうに思いました。

長くなりましたけど、最後にもし何かレスポンスがありましたら、お願いしたいと思います。

【谷山地域振興課長】　様々な御意見をいただきありがとうございました。ここで全てにお答えすることはできないのですが、先ほど、定池委員がおっしゃった除排雪の体制づくりについて、いざ災害が起こったときに、別の災害でも役立つ関係なのだというのは非常に大事な御発言、御意見かなと思っております。

共助の除排雪体制づくりは、私どもが支援を始めて今で３年、３年ではなかなか定着できないよという御意見もあった中で、まずは６年に延長させていただきました。それらを活用いただくとともに、引き続き課題を聞きながら考えていきたいと思っております。技術開発への支援もできる形になっておりまして、新潟県でも御活用いただいておりますが、先ほど来の御意見も踏まえまして、どういう形があるのかというのは引き続き検討していきたいと思います。ありがとうございました。

【石田分科会長】　それでは、議論もこれぐらいにさせていただきまして、今日は本当にどうもありがとうございました。私の司会はこれで終わらせていただきます。あとはよろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】　石田分科会長におかれましては、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

それでは、最後に黒田国土政策局長より一言御挨拶を申し上げます。

【黒田国土政策局長】　御挨拶申し上げます。今日は本当に時間いっぱい、貴重な御意見賜りまして、ありがとうございました。先生方におかれましても、大変お忙しいところ、来ていただきまして、ありがとうございました。

今年は豪雪の被害が出ております。この数年は、雪が少なかったのですが、やはり災害はこういう、この被害があったときに意識が高まって、いろんなその対策に取り組むというようなことがございます。今日、いろいろな御意見を頂戴しました。これをしっかり各

省庁とも連携をしまして、ちょっと次の対策に意識が高いうちにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。本日はどうも本当にありがとうございました。

【谷山地域振興課長】　ありがとうございました。これをもちまして、第１７回豪雪地帯対策分科会を終了いたします。本日お配りした資料については、そのままお席に置いていただければ、後ほど事務局から送付させていただきます。

また、本日の議事録については、後日、各委員に御確認をお願いした上で公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日は長時間にわたる御審議、誠にありがとうございました。皆様、お気をつけてお帰りください。また、ウェブ参加の委員におかれましては、適宜御退出ください。本日はありがとうございました。

―― 了 ――